

令和7年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1	試験日時	<p>実施日時 令和7年11月14日（金曜日） 午前10時から 試験時間 2時間 午前9時50分から試験について説明を行うので、午前9時45分までに受付を終えること。</p>
2	試験場所	<p>長崎県庁 3階 310会議室 （長崎市尾上町3番1号 電話 095-894-3018）</p>
3	試験科目	<p>（1）砂利の採取に関する法令 （2）砂利の採取に関する技術的な事項 （基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）</p>
4	願書受付期間及び提出先	<p>受付期間 令和7年10月17日（金曜日）から令和7年10月31日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、令和7年10月31日の消印まで有効とする。）。 提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県土木部監理課 砂利・採石業指導班</p>
5	受験手数料	<p>8,100円 次のいずれかの方法により納付すること。 ア 県の電子申請システムを利用し、オンラインで納付。 イ 県から発行を受けた手数料納付書を使用し、銀行の窓口等において現金により納付。 ウ 長崎県庁の支払窓口で、クレジットカード・電子マネー等により納付。 なお、受験の有無にかかわらず、受験願書受理後は、受験手数料は返還しない。</p>
6	その他	<p>（1）受験希望者で願書を必要とする場合は、県のホームページから取得するか、長崎県土木部監理課又は最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所、長崎港湾漁港事務所において発行を求めること。 （2）上記5のイの方法で受験手数料を納付する場合、長崎県土木部監理課又は最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所、長崎港湾漁港事務所において手数料納付書の発行を求めること。 （3）上記5のウの方法で受験手数料を納付する場合、長崎県土木部監理課において手数料連絡票の発行を求めること。 （4）受験願書提出に際しては、受験者本人の写真（願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、大きさは縦6cm×横4cm、裏に撮影年月日、氏名及び年齢を記入。）2枚及び110円切手を貼った返信用封筒（定形）を添付すること。</p>